

執筆者:

E-mail✉ [松平 定之](mailto:matsumi@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [ジラポン・スリワット](mailto:jirapon@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [アピンヤー・サーンティカセーム](mailto:apinyan@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [ソラウィー・チャソンバット](mailto:sorawee@nishimura-asahi.com)

タイにおける発電事業は、①90MWを超える発電容量を有するIPP(Independent Power Producer)、②10MWから90MWまでの発電容量を有するSPP(Small Power Producer)及び③10MW未満の発電容量を有するVSPP(Very Small Power Producer)の3つに分類される。タイでは、電力供給事業は国営であり、IPP及びSPPが発電する電気の購入者はEGAT(Electricity Generating Authority of Thailand)であり、VSPPが発電する電気の購入者はPEA(Provincial Electricity Authority)である。

IPP事業者の選定にあたっては入札手続が採用されており、当該手続を通じて電力販売価格の低減が図られている。そのため、IPPの利益率は、SPPよりも通常低い¹。VSPPについては、屋根置き太陽光事業などが典型的である。太陽光発電事業については、SPP又はVSPPの形態で実施されることが通常であることから、以下ではこの二種類の適用規制について説明を行う。

1. SPP事業について

SPPは、①風力、太陽光、小水力及び廃棄物、残渣又はバイオマス燃料等の非コンベンショナルなエネルギー源からの電気又は②天然ガス、石炭又は石油等のコンベンショナルなエネルギー源からの電気を発電する民間又は公営の事業者と定義されている²。

SPPに関心を有する事業者は、EGATが実施するSPPの入札募集に対し、必要書類を提出する必要がある。この必要書類の提出をもって、太陽光を含む再生可能エネルギー電気を発電するSPPライセンスの申請を行う。提出書類には、EGATへの売電申込みとともに、会社証明、配線図、保証なども含まれる(この他、送電電力量・接続容量の詳細を記載した書面等も提出する。)

当該書類の提出から90日以内に、EGATがライセンスを付与するか否か(申請者の発電する電気を購入するか否か)に関する通知を行う。SPP事業のライセンスが付与される場合、その日から2年以内にPPAを締結する必要がある。当該ライセンスが付与されない場合、申請は取り消されたものとみなされ、EGATは付与しない理由を申請事業者に通知する。

EGATからSPP事業ライセンスを取得した後、事業者は、発電・送電開始までに、①環境影響評価が必要な場合にはその報告書をPPA締結の15日前までに提出すること、②EGATが指定するCODの10日前までに以下に例示する関連許認可の証明を提出すること、③EGATとの間で電力販売契約、保安サービス契約及び接続契約等の関連契約を締結することなど、SPPからの再生可能エネルギー電力買取に関する規制に定める要件を満たす必要がある。

¹ 利益額においてはIPPがSPPよりも通常高いが、利益率においてはSPPがIPPよりも通常高い。SPPとVSPPとの比較では、利益額においてはSPPがVSPPよりも通常大きい、利益率においてはVSPPの方がSPPよりも高い場合がある。

² 2007年に制定された再生可能エネルギー電気のSPPからの買取に関する規制、及び同年に制定されたコジェネレーション設備において発電された電気のSPPからの買取に関する規制による。

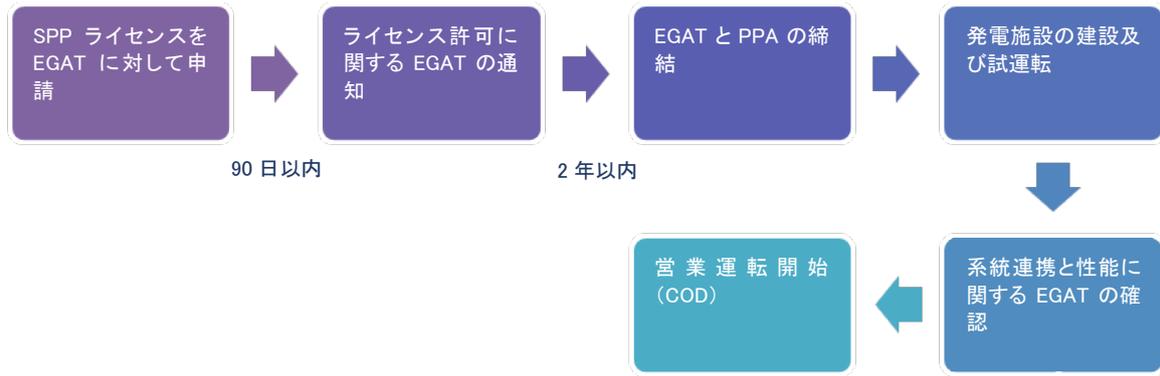


図 1: SPP ライセンスの申請から営業運転開始までのプロセス

SPP 事業を実施するために、必要となる関連許認可には、以下のようなものが含まれる。

許認可	付与者
工場ライセンス (Ror.Ngor. 4)	工業省工場局
建設許可及び建設証明	地方自治体又は工業団地公社
エネルギー生産ライセンス	エネルギー規制委員会
電力運営ライセンス	エネルギー規制委員会

SPP に適用される PPA には、ファーム型とノンファーム型の 2 つのタイプがある。ファーム型では、20 年から 25 年の長期の PPA となり、電力需要が多い時期には供給義務を負う。ノンファーム型では、5 年未満の短期の PPA となり、電力需要が多い時期においても供給義務を負わない（供給を行えば、ファーム型よりも価格は低い、対価を得ることはできる）。ファーム型かノンファーム型かは、EGAT によって都度決定される。

ファーム型及びノンファーム型のいずれについても、EGAT の策定した PPA の標準フォームが利用される。ファーム型では、EGAT が出力抑制を行うにあたって、事業者に対する補償が必要となる。ノンファーム型では、出力抑制の場合に補償が行われる旨の規定はない。

2. 屋根置き太陽光等の VSPP について

VSPP については、2006 年に制定された VSPP からの再生可能エネルギー電気の購入に関する規制において、MEA (Metropolitan Electricity Authority) 又は PEA に販売される風力、太陽光、小水力などの非コンベンショナルなリソースから発電する民営又は公営の事業と定義されている。屋根置き太陽光の VSPP 事業者は、発電された電気を、①MEA 又は PEA に売電するか、②民間事業者へ売電するか、又は③自ら消費するかを選択することができる。どの方法を選択する場合においても、VSPP 事業者は、原則として、上記表に記載されたライセンス等を取得する必要がある。

2.1 MEA 又は PEA との電力売買

MEA 及び PEA は、電力の買取に関する募集を随時公表する。VSPP 事業者は、屋根置き太陽光発電事業から生ずる電気の販売について募集期間内に MEA 又は PEA に対し申し込むことができる。買取の容量、期間及び条件は、屋根置き太陽光事業に利用される建物の種類等によって変動する。

例えば、2021年の住宅屋根置き太陽光発電買取に関するエネルギー規制委員会通知によれば、自家消費用に10kW未満の太陽光発電設備を設置する住宅の所有者は、余剰電力をMEA又はPEAに販売することができる。販売期間は10年間で、価格は1kWh当たり2.20バーツである。

学校、教育機関、病院及び農業試験場に設置される屋根置き太陽光については、10kWから200kWの自家消費用の太陽光発電設備を有するVSPP事業者は、余剰電気をノンファーム型のPPAに基づきMEA又はPEAに売電することができる。この場合、MEA又はPEAは、最長10年間、1kWh当たり1バーツで太陽光発電から生ずる電気を買い取る。

かかる買取を希望する事業者は、募集において定められた期間内に、電力販売の申込みと必要書類(会社証明、発電事業の詳細な計画、単線系統図等)の提出をオンラインで実施することを要する。

VSPPについては、先着優先方式で事業者が決定される³。MEA又はPEAは、申込みが認められたVSPP事業者をウェブサイト上で公表し、PPAの標準フォームを締結するよう通知する。所定の期限までにPPAを締結しない場合には、申込みは取り消されたものとみなされる。

VSPP事業者は、太陽光発電設備を設置し、系統に接続した上で、MEA又はPEAによる確認を受ける。事業者は、エネルギー生産ライセンスの取得免除について、エネルギー規制委員会に対し申請を行う。

以上の手続を経た上で、VSPP事業者は、PPAに規定されたCODに発電及び送電を開始する。

2.2 民間事業者との電力売買

VSPPと民間事業者との電力売買に関して、事業者は、上記表に記載したライセンス等を取得する必要がある。その上で、VSPP事業者と販売先である民間事業者は、電力販売に関する契約を締結することになる。現時点において、エネルギー規制委員会は、民間事業者間の電力売買の契約内容について特定のフォームを定めておらず、各事業者間の協議に基づいて定められる。

2.3 自家消費太陽光発電設備について

太陽光発電設備から発電された電気の全てを自家消費用に利用する場合においても、事業者は、電力の販売に関するものを除くライセンス(具体的には、発電ライセンス、建設許可及び建設証明)を取得することを要する。

3. 電力買取価格

2007年以降、EGATから再生可能エネルギー発電事業者に対し支払われる電力買取料金に関し、adder programが採用されてきた。adder programにおいては、電力卸価格(EGATから発電事業者に対して支払われる電力卸価格をいう。)に、一定の追加料金(太陽光発電については1kWh当たり最大8バーツ)を加えて支払うことになる。このadder programにおける追加料金は、fuel rate(Ft)としてEGATから一般消費者に請求される電力料金に転嫁されることから、消費者に過度な負担を生じさせているとの批判があった。そのため、2015年に、エネルギー規制委員会は、adder programに変えて、Feed-in-Tariff(FIT)制度(固定価格買取制度)を導入した⁴。

SPP事業者は、adder programの適用を受けることは認められていなかったが、FIT制度の適用は認められ、スキーム毎に定められた電力買取単価が適用される。VPSS事業者についても、MEA又はPEAから支払われる毎月の電力買取価格は、スキーム毎に定められたFIT買取単価に基づき算定される。

³ SPPについても、申込みは先着優先で審査されるが、申込みを認めるか否かの判断についてはEGATの裁量によるため、必ずしも先着優先になるとは限らない。

⁴ タイにおいては、電力買取価格が長期に固定されるFIT制度の方が、ベースとなる電力卸価格に変動が生ずるadder programと比較して、国民負担の金額が安定し、負担も小さくなり得ると捉えられている。

4. その他の太陽光発電事業に関するインセンティブ措置

2014年12月に、タイ投資委員会は、再生可能エネルギー事業への投資に関するインセンティブ措置を発表した。具体的には、太陽光発電事業者について、8年間の法人税の減免(土地の費用及び運転資本を除く投資額から生ずる純利益に関する課税免除)、設備の輸入関税の減免等がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 